

東京高尾野会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は東京高尾野会とする。

(目的)

第2条 本会は会員相互の情報交換と親睦を図り、あわせてふるさと高尾野町との連携を保ちつつふるさと発展に寄与することを目的とする。

(会員)

- 第3条
1. 本会の会員は、出水市高尾野町（旧出水郡高尾野町）出身者で、原則として関東地区（1都6県）に在住、在勤または在学する通常会員並びに出水市長、高尾野支所長をはじめとする特別会員をもって構成する。
 2. 関東地区以外に在住、在勤または在学する高尾野町出身者または高尾野町に縁のある方で本会の目的に賛同するものは通常会員の資格を有する。

第二章 機関および役員

(機関)

第4条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会（幹事会）
3. 専門委員会

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、幹事長1名、幹事若干名、監査役若干名。なお、これら役員の中から、第10条の専門委員会の委員長としての職務を遂行する幹事を選任する。
また、本会に相談役を置くことができる。

(役員任期及び選出)

- 第6条
1. 役員任期は2年とする。但し、当該役員から退任の申し出がなく、かつ担当職務の遂行および本会の運営に支障がない限り重任とする。
 2. 会長が交替する場合の新会長は、役員の中から互選により選出する。
但し、互選が難しいときは、現会長、現副会長、現幹事長が協議のうえ、会員の中からの推薦も含めて候補者を選出したうえで役員会に報告し、役員会の賛同を得て決定する。
なお、決定した新会長は総会において会員に報告する。
 3. 副会長、幹事長、幹事、監査役および相談役は会長が指名し役員会の賛同を得る。
 4. 新たに役員を増やす場合には、現役員からの推薦と役員会での賛同を得なければならない。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときあるいは不在のときは、予め会長が指名した順位の副会長がその職務を代行する。
3. 幹事長は本会の事務を総括処理するとともに、関連する他のふるさと会等の対外的な職務を遂行する。なお、幹事長に事故あるときあるいは不在の時は、役員会での協議によって、その職務を代行する役員を選任する。
4. 幹事は本会の運営に必要な職務を遂行する。
5. 監査役は年に1回、本会の会計を監査し、および会長以下役員の仕事執行の状況を監査して、その結果を総会で報告する。
6. 相談役は会長をはじめとする役員の仕事の求めに応じて、適切な助言を与え円滑な会の運営に協力する。

各役員の仕事具体的な職務については、必要に応じて役員会で協議のうえ別途定める。

第三章 機関の運営

第4条の機関の運営は次のとおりとする。

なお、運営に当っては本会が各年代に好まれ、そして永続できる会となるよう考慮する。

(総会)

第8条 定期総会は全会員を対象として毎年10月に開催する。但し、天変地異等予期せぬ事態が生じた場合には、役員会で開催の可否を決定し、会員にその旨を通知する。

また、役員会の決議または会員の三分の二以上の要求があった場合には、臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第9条 役員会は定例役員会のほか、会長が必要と認めた場合に臨時役員会を開催する。

定例役員会の出席者は、第5条に記載の役員のうち監査役を除く全員とする。

また、役員会の議事を円滑に進行するために、議長を選任し、かつ、議事内容・決定内容等の議事録を作成する書記も選任する。

臨時役員会の出席者は、会長がその都度決定して指示し、議事進行も会長がとり行う。

(専門委員会)

第10条 本会の円滑な運営を図るため、前9条の役員会で審議しきれない専門的かつ、個別の対応が必要となった場合、次の専門委員会を設けて協議・推進する。

1. 財務委員会
本会の予算上の課題等に関する協議・対策を行う。
2. 企画・広報委員会
本会の活動企画や会報発行等に関する事業を協議・推進する。
3. 組織委員会
会員の動向や名簿更新等に関する事業を協議・推進する。
4. ふるさと親睦・交流委員会

ふるさととの親睦と交流を通じて情報を入手し、本会の事業推進に反映する。

第四章 会費・会計

(会費)

第11条 会員は、本会の運営のために次の会費を納めるものとする。

但し、在学者は免除する。

年会費 1,000円

(会計)

- 第12条
1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
 2. 本会の会計は、幹事のうちの財務担当役員が会長の承認を得て処理する。
 3. 収支決算は、会計監査及び役員会の承認を得て、総会で報告する。

(その他)

第13条 本会の運営に資するために、補助金あるいは寄付金を受領することができる。

第14条 総会などの本会行事への参加費は、役員会の決定によって必要に応じて徴収する。
また、本会の会員であって、総会などのゲストとして招待する者の参加費についてはその都度役員会で決定する。
なお、ゲストが本会の会員以外である場合は、無料とする。

第五章 個人情報

(個人情報の管理)

- 第15条
1. 第3条に規定した全ての会員の個人の権利利益を保護し、本会の円滑な運営を図るために、本会が保有する全ての個人情報を適正に管理する。
 2. 個人情報は氏名、生年月、出身集落、住所、電話番号を記した会員名簿のほか、この名簿をもとに作成した会員への各種開催通知、これに対する会員からの返信通知、および会員からの入会・退会通知等全てを対象とする。
 3. 取得した個人情報の利用は、次の目的に限定する。
 - (1) 会員名簿の作成・更新（紙および電子データ）
 - (2) 総会その他事業の案内、出欠の管理
 - (3) 会員の慶弔情報の管理
 4. 全ての個人情報は、会長、幹事長および会計担当幹事が適正に管理する。
 5. 個人情報に関するいかなる文書、データとも上記4項の三者以外には配布・回覧しない。もし、事前に配布した個人情報があれば、速やかに回収する。
 6. 不要となった個人情報は、上記4項の三者責任のもとで、適正かつ速やかに廃棄する。
 7. 個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 - (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める

事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第六章 その他

(会則の改訂)

第16条 本会則の改訂は、役員会において発議し、総会の承認を必要とする。

[付則]

1. 本会則は昭和51年10月2日より施行する。
2. 昭和54年10月27日一部改訂。
3. 昭和62年10月3日一部改訂。
4. 平成7年10月14日一部改訂。
5. 平成10年10月18日一部改訂。
6. 平成12年10月14日一部改訂。
年会費を会員一人当たり1,000円とし、その適用を平成12年9月1日とすること。
7. 平成29年(2017年)1月1日付けで見直し改訂。
役員任期・選出に関する事、役員職務に関する事、総会開催を毎年とすること、役員会運営に関する事、在学者の会費を免除すること、および会計年度を4月1日から翌年の3月31日とすること等。
8. 令和3年(2021年)7月12日 個人情報の管理に関する条文を追加。